

イデコ受け取りの節税術

2020.10.10

日経

A イデコの受け取り方で所得区分や社会保険料は異なる

一時金	受け取り方	年金
所得区分		雑所得 = 年金額 - 公的年金等控除※2
退職所得 = (一時金額 - 退職所得控除※1) × 1/2		
かかるない	社会保険料	国民健康保険料、介護保険料などの計算対象

(注)※1は勤続年数などが20年まで1年当たり40万円、21年目以降は同70万円。最低80万円。※2は65歳未満で年金額130万円未満は60万円、65歳以上で同330万円未満は110万円など

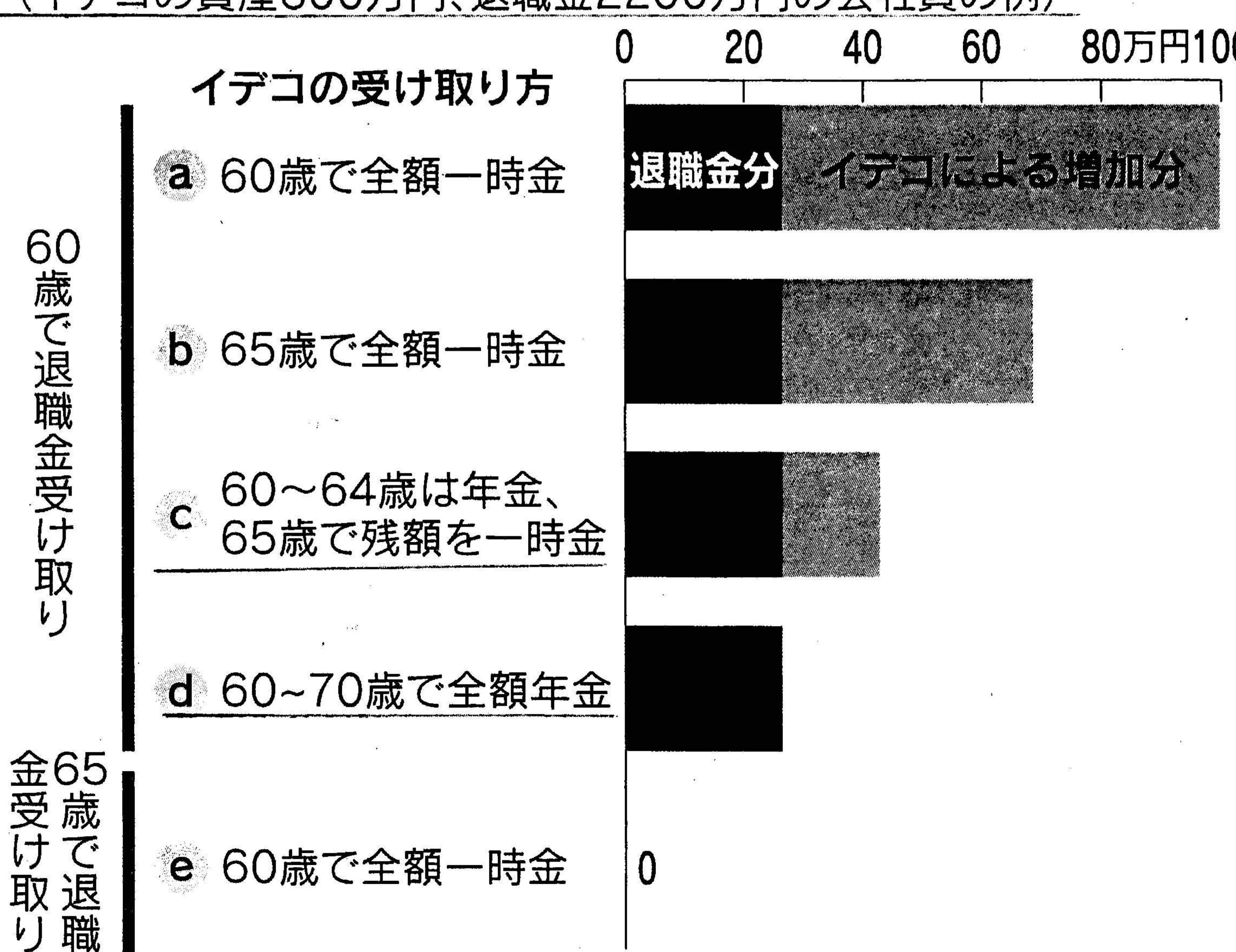
B 退職所得や雑所得にかかる税額はいくら?

課税所得金額	× 税率	- 税計算上の控除額
330万円超695万円以下	20%	42万7500円

(注)330万円以下、695万円超などは省略

C イデコと退職金の税負担合計

(イデコの資産600万円、退職金2200万円の会社員の例)



C.O.、イデコ)って非課税じゃなかったの?」出版社勤務の男性Aさん(58)はこの夏、税理士から「Aさんの場合はイデコの資産を受給する時に課税されそうですね」と言われて驚いた。
イデコは税優遇を受けながら投資信託や預貯金で運用する。加入者は8月末で169万人と急速に拡大中だ。掛け金全額が所得・住民税の課税対象外になり、運用中も非課税。ただ受け取るときは運用益も含めて原則課税される。受給時の税制優遇をどう活用するかで税負担は大きく変わる。

受給方法は一時金方式か年金方式、または併用を選べる。一時金なら課税の分類は「退職所得」(図A)。会社の退職金もイデコも退職所得控除という非課税枠の対象になり、会社の勤続年数またはイデコの加入年数により20年まで年40万円、それ以降は年70万円ずつ増える。実際に計算に使う年数はイデコや退職金の受け取り方などで変わると、例えば35年なら1850万円まで非課税。退職所得控除を超えた額もさらに2分の1に

して計算する。
注意が必要なのは「イデコも退職金も基本的に同じ退職所得控除の枠で計算すること」(税理士の柴原一氏)。退職金の多い会社員などはイデコ分の枠が余らないこともあります。一方、年金方式の課税分類は「雑所得」。公的年金等控除という税優遇があり、60歳代前半は年60万円、後半は年110万円まで所得はゼロとなる。ただし、この枠も公的年金と共に、公的年金の多い会社員はイデコ分の枠が余らず、課税されることがある。
会社の退職金が2200万円(60歳まで35年勤務)、イデコの資産が600万円(60歳まで20年加入)の会社員を例に、受け取り方で税負担がどう変わるか大まかに計算してみた(図C)。

a)は退職金とイデコを同時に60歳で受給するケース。退職所得控除の年数計算は複雑で「両方を同時に使う」とは、会社の勤続年数とイデコの加入期間のうち長い方を使う(柴原氏)。この場合は35年なので1850万円だ。一方、一時金は退職金とイデコの合計で2800万円。退職所得控除を引くと950万円で、これを2分の1にすると退職所得は475万円だ。表Bの式で計算すれば所得税は52万2500円。住民税は一律10%なので税額は合計で99万7500円になる(図Cのa)。退職所得控除の超過分も半分にして計算されたため、イデコを使わない通常の資産運用よりも有利になります。ただし、イデコは現在、受給開始を70歳まで遅らせられる。退職金は60歳、イデコは65歳で全額一時金でもらうと、合計税額は68万5000円以下がかかる(同b)。所得税は金額が多いほど税率が上がる累進税率。2回に分け一回当たりの金額が下がって低い税率が適用されることが多いほど税負担が減る。

次に年金方式の活用を考える。1961年4月2日生まれ以降の男性なら公的年金は65歳以降の受給なので、60代前半の公的年金等控除が余る。図Cのcはこれを順番が逆ならこの仕組みは使えないで注意したい。
これらはあくまで一例。福田氏は「老後の生活プランや他の収入の状況も併せて、最適な受給方法を考えるべきだ」と指摘する。
(編集委員 田村正之)

2つの控除枠フル活用

負担は42万7500円に減る。

公的年金は現在、受給開始を70歳まで繰り下げる。各年の公的年金等控除の範囲内でイデコを10年で全額取り崩せば、イデコ分の税金はゼロ。60歳時点の退職金分の税金26万2500円だけですむ(同d)。公的年金等控除の範囲内なので雑所得は発生せず、社会保険料も増えない。繰り下げ効果で公的年金の額も増える。

有利になりましたのが65歳定年の会社。2019年時点では企業(31人以上)の17%が採用している。

65歳定年なら退職金も65歳のケー

スが多い。退職所得控除の計算年数は「イデコを一括受給して5年以上過ぎてから退職金を受給する」と、イデコの加入期間分と会社の勤続期間分が別々にフルに使える(税理士の福田浩彦氏)。

まずイデコを60歳で全額一時金で受給すればイデコ分の20年の退職所得控除が使えるため、税金はゼロになる。65歳でもらう退職金(勤続年数が40年に延びると想定)も退職所得控除が2200万円になり、課税総額はゼロだ(同e)。

男性なら公的年金は65歳以降の受

給なので、60代前半の公的年金等控除が余る。図Cのcはこれを順番が逆ならこの仕組みは使えないで注意したい。

これらはあくまで一例。福田氏

は「老後の生活プランや他の収入

の状況も併せて、最適な受給方法

を考えるべきだ」と指摘する。